

【助成対象者の消費税の取扱いチェックリスト】

助成対象者

① 基準期間(前々年度)における課税売上高が1,000万円以下である。	☐
② 消費税課税事業者選択届出書を提出していない。	☐



該当しない項目があった場合、
免税事業者に該当しません。

① 基準期間(前々年度)における課税売上高が5,000万円以下である。	☐
② 消費税簡易課税制度選択届書を提出している。	☐
③ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出していない。	☐



該当しない項目があった場合、
簡易課税事業者に該当しません。

① 本則の課税事業者である。	☐
② 免税事業者(消費税法第9条第1項の規定により、消費税を納める義務が免除される事業者)である。	☐
③ 簡易課税制度の適用を受ける者(消費税法第37条第1項の規定により、仕入れに係る消費税額の控除の特例を受ける事業者)である	☐
④ 本則の課税事業者かどうかかわからないが、消費税を除いて助成金を申請する。	☐



消費税を除いて助成金を申請
します。



消費税を除かずに助成金を申
請します。



消費税を除かずに助成金を申
請します。



消費税を除いて助成金を申請
します。

(注) 整備内容が複数あって、それらの整備時期が異なる場合には、整備内容ごとに基準期間、さらには消費税の取扱いが異なることがありますので、整備内容ごとの整備時期等を確認願います。